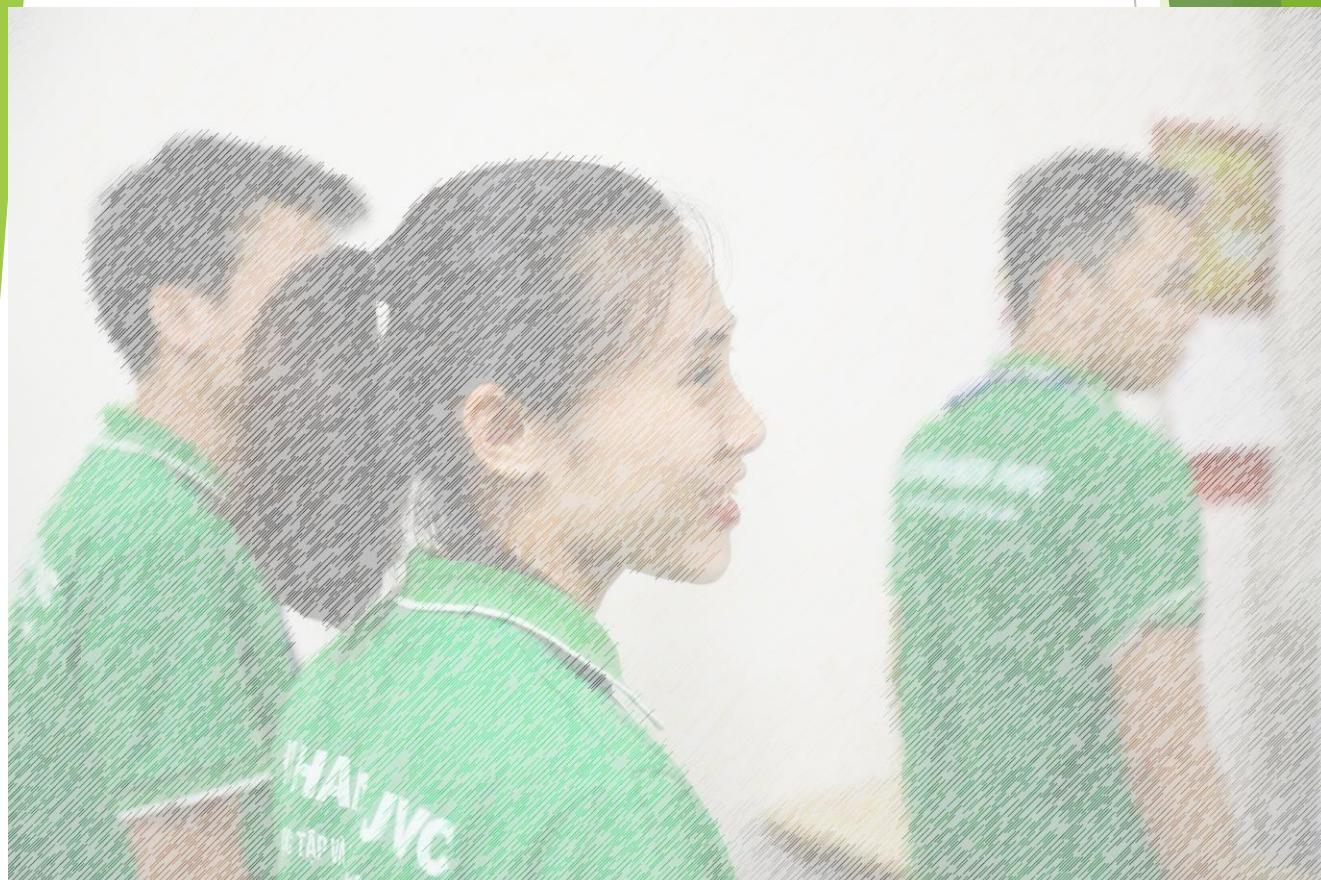


T I サポート共済会の会員の皆様へ

# T I サポート共済のご案内

このパンフレットはT I サポート共済の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『T I サポート共済約款』をご用意しておりますので、ご確認ください。ご不明な点等がある場合には、T I サポート共済会事務局（0120-992-227）までお問い合わせください。



T I サポート共済会

第5版

# 1. T I サポート共済の概要

共済契約者

T I サポート共済会の会員（受入企業）

被共済者  
(共済の対象となる方)

技能実習生（出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する在留資格を持って技能実習に従事する者）

## 2. 保障内容

- 共済期間は、被共済者が国籍国等からの出国手続日を終了してから、日本国における技能実習を終えた後国籍等への帰国手続を終了するまでとします。（詳細は、後記6をご参照ください）
- 治療費用については、業務上の事由又は通勤によらない傷害や疾病を被ったときに公的医療保険制度を使用した場合の自己負担額が補償されます。国籍国等を出国してから一定期間は100%補償されます。
- 保障範囲

時系列	出国	帰国
期間	治療費用100%保障期間	治療費用30%保障期間
死亡時の保障 【日常生活】		死亡共済金（一時金）
後遺障害の保障 【日常生活】		後遺障害共済金（一時金）
傷害、疾病治療費用 【日常生活】	治療費用100%保障 ※1	国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険 (70%給付) 治療費用の30%保障
死亡、危篤時への 救援者費用		救援者（ご家族）の往復交通費、ホテル宿泊費 等
第三者への損害賠償 【日常生活】		損害賠償金、訴訟費用 等

※1 治療費用100%保障期間中であっても公的保険からの保障が受けられる場合は、お支払いする共済金が調整される可能性があります。

### 3. お支払いする共済金の種類

- 責任期間中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや病気の発病や、第三者への賠償責任、救援者費用などを保障します。

- 傷害死亡共済金・疾病死亡共済金

日常生活における死亡時の保障となり、一時金でお支払いします。

- 傷害後遺障害共済金

日常生活における後遺障害の保障となり、一時金でお支払いします。

- 傷害治療費用共済金・疾病治療費用共済金

日常生活における傷害治療費用、疾病治療費用をお支払いします。

- 賠償責任保共済金

日常生活における第三者への法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

※「示談交渉サービス」はありません。

- 救援者費用等共済金

責任期間中に死亡または危篤状態になった場合に、親族等の現地までの航空運賃等の交通費や宿泊施設の客室料、交通費、国際電話料等通信費等をお支払いします。

### 4. 共済金をお支払いしない主な場合

- 妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因する病気

- 歯科疾病

ただしケガによる歯科治療を除きます。

- 業務上・通勤途上の傷病

## 5. 契約タイプ・共済金額

	共済金					共済掛金	
タイプ	傷害		疾病		賠償責任	救援者費用等	治療費用100%付き (2か月間のみ)
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死亡	治療費用			37か月間
A	¥10,000,000	¥700,000	¥10,000,000	¥700,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥25,178
B	¥7,000,000	¥2,000,000	¥7,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥30,556
C	¥10,000,000	¥2,000,000	¥10,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥35,322
D	¥15,000,000	¥2,000,000	¥15,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥43,287

	共済金					共済掛金	
タイプ	傷害		疾病		賠償責任	救援者費用等	治療費用100%付き (0日間)
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死亡	治療費用			25か月間
M	¥10,000,000	¥700,000	¥10,000,000	¥700,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥16,806
N	¥7,000,000	¥2,000,000	¥7,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥20,370
O	¥10,000,000	¥2,000,000	¥10,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥23,681
P	¥15,000,000	¥2,000,000	¥15,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥29,028

### ■ 共済期間（共済を契約する期間）の設定の仕方

T I サポート共済は、「技能実習」の在留資格を有する期間を保障の対象としているため、技能実習予定期間に応じて、共済期間を設定します。共済期間の設定につきましては、母国を出国してから日本へ入国するまでの移動期間等を考慮して、共済期間が不足しないように、技能実習予定期間に1か月の余裕を設けて設定しております。（注）保障開始日は設定日の午前0時から始まり、保障満期日は終了日の午後12時までとなります。

■ 「賠償責任共済金」につきましては、同様の保障を行う他の共済契約（保険契約を含みます）、特約がある場合、保障が重複することがあります。保障内容の差異や共済金額を確認のうえ、ご契約ください。

## 6. 共済責任期間

### ● 共済責任期間（保障の対象となる期間）

設定された共済期間の間において、この共済にてT I サポート共済会が支払責任期間を負う期間（保障の対象となる期間）は以下のとおりです。

（注）設定した共済期間内でも、共済責任期間に含まれない場合は、保障の対象となりません。

#### 共済期間

被共済者が技能実習の目的をもって、被共済者が国籍国等からの出国手続日を終了してから、日本国における技能実習を終えた後国籍等への帰国手続を終了するまでとします。ただし、以下に該当する場合は、国籍国等への帰国手続を終了する前でも共済期間は終了します。

(a) 共済期間の末日（=帰国予定日）の午後12時において、帰国手続が終了していない場合は、共済期間の末日の午後12時をもって終了します。ただし、帰国手続が共済期間の末日の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、共済責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。

- ① 被共済者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運航時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
- ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被共済者が治療を受けたこと
- ④ 被共済者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被共済者の誘拐等（本事由についての延長期間は72時間に限らず、被共済者が解放され正常な旅行日程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、帰国手続を終了したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。）

(b) 共済期間の末日より前に技能実習の在留期間が満了した場合は、その時点で共済責任は終了します。ただし、技能実習を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、国籍国等への帰国手続を終了するまでとなります。

(c) 技能実習の在留期間が満了する前であっても、共済期間の末日より前に技能実習が終了しないまま被共済者が日本国から出国した場合には、その時点において共済責任は終了します。ただし、被共済者が再入国許可（みなし入国許可）を得て出国した場合には、出国の日の後30日間を過ぎた後に再入国した場合は、共済への再契約手続が必要です。

# 7. T I サポート共済の保障内容のあらまし

共済会をお支払いする場合		共済金のお支払額	共済金をお支払しない主な場合
傷害	死亡共済金 被共済者が責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いする原因となったケガにより、すでに後遺障害共済金額からその金額を差し引いた金額をお支払いします。	共済契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるケガ／被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ／被共済者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ（※3）／核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ／むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※4）のないもの／業務上・通勤途上のケガなど
	後遺障害共済金 被共済者が責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害共済金額の4%～100%をお支払いします。（注）共済期間を通じ、死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	
	治療費用共済金 被共済者が責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を受けられた場合	【傷害治療費用・疾病治療費用部分】 1回のケガ、病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。（※2） ① 医師、病院に支払った診療、入院関係費用 ② 義手、義足の修理費（ケガの場合のみの対象となります。） ③ 交通費 ④ 治療のために必要となった通訳雇入費用 ⑤ 入院に必要な身の回り品購入費（3万円限度）  (注1) ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 (注2) 上記③～⑤は合算して10万円を限度とします	【傷害治療費用部分】 共済契約者、被共済者の故意または重大な過失によるケガ／被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ／被共済者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ（※3）／核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ／むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※4）のないもの／業務上通勤上のケガ
疾病	疾病治療費用等共済金 次のいずれかに該当した場合 ① 被共済者が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病した疾病のために、責任期間終了後48時間までに医師の治療を開始した場合  ② 被共済者が責任期間中に感染した所定の感染症のために、責任期間終了後からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合	【疾病治療費用部分】 1回のケガ、病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。（※2） ① 医師、病院に支払った診療、入院関係費用 ② 義手、義足の修理費（ケガの場合のみの対象となります。） ③ 交通費 ④ 治療のために必要となった通訳雇入費用 ⑤ 入院に必要な身の回り品購入費（3万円限度）  (注1) ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 (注2) 上記③～⑤は合算して10万円を限度とします	【疾病治療費用部分】 共済契約者、被共済者の故意または重大な過失によるケガ／被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等（※3）／核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ／むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※4）のないもの／ケガに起因する病気／妊娠、出産、早産、流産に起因する／歯科疾病／業務上通勤途上に起因する病気など
	疾病死亡共済金 次のいずれかに該当した場合 ① 被共済者が責任期間中に病気のために死亡されたとき ② 次のいずれかの疾病を直接の原因として、被共済者が責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ● 責任期間中に発病した疾病 ● 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病（その原因が責任期間中に発生したものに限る。） ● 責任期間中に感染した所定の感染症	疾病死亡共済金額の全額をお支払いします。	共済契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失／被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等（※3）／核燃料物質の有害な特性による事故／ケガに起因する病気／妊娠、出産、早産、流産に起因する／歯科疾病／業務上通勤途上に起因する病気など
救援者費用等共済金	次のいずれかに該当した場合 ① 被共済者が責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故（※1）によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき ② 被共済者が責任期間中に発病した病気のために、帰国日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ③ 被共済者が責任期間中に妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として死亡した場合 ④ 被共済者が責任期間中に危篤となった場合 ⑤ 被共済者が責任期間中に搭乗・乗船した航空機、船舶が遭難または行方不明になったとき ⑥ 被共済者が責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できないとき（無実が確認できた後に発生した費用は対象なりません。）、または緊急な搜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき ⑦ 被共済者が責任期間中に自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	1回のケガ、病気、事故につき、共済契約者、被共済者、親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。（※2）  ● 捜索救助費用 ● 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費（救援者3名分まで） ● 救援者のホテルなどの宿泊施設の客室料（救援者3名分まで、かつ1名につき14日分まで） ● 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計20万円まで） ● 現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。）	共済契約者、被共済者の故意または重大な過失／被共済者の自殺行為（180日以内に死亡された場合を除きます。）、犯罪行為、闘争行為／被共済者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故（180日以内に死亡された場合を除きます。）／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等（※3）／核燃料物質の有害な特性による事故／むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※4）のないもの／
賠償責任共済金	被共済者が、責任期間中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合	1回の事故につき、賠償責任共済金額を限度に損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等をお支払いします。（※2） (注) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめT I サポート共済会の承認が必要となります。	共済契約者、被共済者の故意による損害賠償責任／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害賠償責任（※3）／核燃料物質の有害な特性による事故による損害賠償責任／被共済者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任／被共済者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任／被共済者と同居する親族に対する損害賠償責任／被共済者の心神喪失に起因する損害賠償責任／被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任／航空機、船舶、自動車、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任など

(注) ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払する共済金が削除されることがあります。

(※1) 急激かつ偶然な外来の事故とは…次の3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、ケガに関する共済金支払の対象となりません。

(※2) 他の共済契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、共済金が差し引かれことがあります。

(※3) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による事故等は保障の対象となります。ただし、該当する被共済者の数が多数の場合は、お支払いする金額が削減することがあります。

(※4) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### ■ ご契約のご注意

- ① この共済は、T I サポート共済会に入会して頂いた受入企業を共済契約者とし、技能実習生を被共済者とする契約です。共済証書を請求する権利、共済契約を解約する権利等は原則として共済契約者が有します。なお、技能実習生専用の共済ですので、技能実習生以外はご契約することができません。
- ② このパンフレットはT I サポート共済の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『T I サポート共済約款』をご用意しておりますので、ご確認ください。ご不明な点等がある場合には、T I サポート共済会事務局（0120-992-227）までお問い合わせください。なお、被共済者全員にこのパンフレット内容をご説明いただきますようお願いいたします。

### ○ T I サポート共済会とは

外国人技能実習生等を受け入れている企業の相互扶助の精神に基づき、外国人技能実習生等が安心して技能実習に専念できるよう側面支援することを目的とする。

### ○ 共済に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種お手続き、共済掛金のお見積りは、T I サポート共済会事務局にご連絡ください。

### ○ もし事故が起きたときは

万一事故が発生した場合には、すみやかにT I サポート共済会事務局にご通知ください。なお通知が遅れますと共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

## 8. 特定技能総合共済の概要

特定技能とは、2019年4月1日に施行された改正入管法に新しく追加された在留資格『特定技能』のことと示します。

この在留資格は、中小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことを目的としています。

## 9. 契約タイプ・共済金額

タイプ	共済金						共済掛金			
	傷害		疾病		賠償責任	救援者費用等	治療費用 100% 補償期間なし			
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死亡	治療費用			12か月間	13か月間	24か月間	36か月間
A	¥10,000,000	¥700,000	¥10,000,000	¥700,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥10,150	¥10,230	¥16,990	¥23,860
B	¥700,000	¥2,000,000	¥7,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥11,330	¥11,590	¥19,260	¥27,270
C	¥10,000,000	¥2,000,000	¥10,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥13,070	¥13,150	¥22,380	¥31,960
D	¥15,000,000	¥2,000,000	¥15,000,000	¥2,000,000	¥30,000,000	¥2,000,000	¥15,960	¥15,750	¥27,580	¥39,780

### T I サポート共済会事務局

住所： 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-10-1 平富ビル5F

TEL : 0120-992-227  
FAX : 03-3233-2704  
MAIL : contact@tikyosai.com

営業時間： 10：00～17：00 (土日祝日は除く)

※年末年始、夏季休業、及び臨時休業をいただく場合がございます。  
<https://tisupport.com/> にて最新情報を掲載いたします。

